

第八十一回 帝國議會 衆議院 農業團體法案外一件委員會議錄(速記)第十四回

昭和十八年二月二十日(土曜日)午後二時十  
八分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 東郷 實君

理事吉田 正君

青山 売三君

池田正之輔君

五十嵐吉藏君

奥 久登君

加藤 知正君

北勝太郎君

河野 一郎君

鈴木 重次君

高橋熊次郎君

土屋 源市君

中川 寛治君

松浦 伊平君

森部 隆輔君

山口馬城次君

同月十九日委員石坂繁君辭任ニ付其ノ補

セリ

出席國務大臣左ノ如シ

農林大臣 井野 碩哉君

出席政府委員左ノ如シ

農林省總務局長 重政 誠之君

農林省水産局長 寺田 省一君

農林書記官 藤田 嶽君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

農業團體法案(政府提出)

水產業團體法案(政府提出)

○東郷委員長 ソレデハ會議ヲ開キマス、

前會ヲ以テ質疑ハ終了致シテ居リマスカラ、

直チニ討論ニ入りタイト思ヒマスケレドモ、

尙ホ其ノ以前ニ於テ此ノ法案ニ對スル態度

決定ノ必要上、政府ノ御意見ヲ質シテ置ク

コトガ必要ダト思ヒマス數點ニ付テ、委員

長カラ政府ニ質疑ヲ致シタイト存ジマス、

ドウカ政府ニ於カレマシテモ其ノ趣旨ヲ體

シテ、明確ナ御答辯ヲ願ヒタイト思ヒマス、

七箇條位ゴザイマスガ、一つ／＼大臣ニ御

答辯願フヨリハ、簡略ニスル爲ニ私ガ讀ミ

上ゲマスカラ、其ノ後デ大臣カラ總括的ニ

御説明ヲ願ヒタイト存ジマス

一、本法案ノ實施ニ當リテハ從來ノ沿革

及ビ地方ノ實情等ヲ參酌シ、特ニ深甚ナル

注意ヲ拂ヒ、苟クモ混亂乃至不安等ノ生ゼ

ザルヤウ萬全ノ方途ヲ講スルノ要アリト認

ムルガ、政府ニ其ノ用意アリヤ如何

アリト認ムルガ、之ニ對スル政府ノ方針如

依リ、國家奉公ノ使命ヲ全ウセシムルノ要

任者タル場合ニ限り之ヲ行ヒ、一般的ニ強

要スルガ如キ指導ハ之ヲナサザルヲ適當ト

認ムルガ、之ニ對スル政府ノ所見何如

四、本法案第四十六條ニハ「行政官廳ハ會

長ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ會則ニ違反シ又ハ公益ヲ害シタルトキ其ノ他農業ノ整備發達上會長ヲ不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得」ト規定

セルガ、「農業ノ整備發達上會長ヲ不適當ナリト認ムルトキ」トハ如何ナルコトヲ意味スルヤ、其ノ點ヲ明確ニセラレタシ

五、農事實行組合、養蠶實行組合等ノ團體ヲシテ市町村農業會ノ會員カラシメ得ル

ヤウ、適當ノ處置ヲ講ズルコト必要ナリト認メルガ、之ニ對スル政府ノ所見如何

六、厚生福利ノ施設ニ關シテハ特ニ農業團體ノ活動ヲ遺憾ナカラシムルヤウ勅令、命令等ノ制定ニ留意セラレンコトヲ希望スルガ、之ニ對スル政府ノ答辯ヲ求ム

以上ガ農業團體法案ニ對スル質疑ニアリマス、更ニ第七ト致シマシテ、水產業團體法案ニ對スル點ヲ一點申上ゲマス

水產業團體ノ使命タル計畫生産ニ必要ナル資材ノ配給竝ニ其ノ生産物ノ集荷ハ成ベク新團體ヲシテ一元的ニ行ハシメ、是ト重複スル國策會社等ノ事業ハ水產業團體ニ委讓セシムルコト必要ナリト認メルガ、之ニ對スル政府ノ所見如何

○井野國務大臣 只今委員長カラ農業團體法案ニ付テ六ツノ御質疑竝ニ水產業團體法案ニ付テ一ツノ御質問ガゴザイマシタカラ、逐次御答ヘヲ申上ゲマス

ニ對スル御答辯ヲ願ヒマス

以上デゴザイマス、何卒農林大臣ヨリ之

第三ノ點ニ付キマシテハ、市町村長ノ農業團體長兼任ニ付キ市町村長タル人ノミノ

條件ニ限ラズ、其ノ外諸般ノ條件ヨリ見マシテハ之ヲ兼ネルヤウ指導スルト共ニ、一面團體長ガ諸般ノ條件ヨリ見マシテ、市町村長タルニ適當ナル場合ニ付キマシテハ、寧ロ之ヲシテ市町村長ヲ兼ネシムルト云フ風ニ指導ヲ致シテ參リ、且ツ是ガ指導ニ付キマシテモ一般的ニ強要スルガ如キ干涉的態度

付託議案  
(農業團體法案(政府提出))(第四五  
六號)  
水產業團體法案(政府提出)(第四

ハ執ラザル方針デアリマス

第四ノ點ハ、農業ノ整備發達上會長ヲ不適當ナリト認ムル時ニ該當スル事例ト致シ

マシテハ、例ヘバ一、事業運營上措置ヲ誤リ

會員ノ信望ヲ失ヒタル場合、二、總會ノ決議ニ依リ不信任ヲ表明セラレタル場合、三、

疾病等ノ爲メ業務遂行上ニ支障ヲ來ス場合、

四、其ノ他右ノ事態ニ準ズル場合ニシテ農業ノ整備發達上著シク在職ヲ不適當トスル場合等デアリマス

第五ノ點ニ付キマシテハ、農事實行組合、

養蠶實行組合ハ自然發生の團體トシテ存

在セシメ、之ヲ維持育成セシムル從來ノ方針ニハ何等變りハナイノデアリマシテ、唯

之ヲ市町村農業會ノ會員トシナカツタノハ、

農業者ガ強制加入トナツテ居リマスノデ、

二重加入ヲ避ケル意味デアリ、今後ニ於キ

マシテハ員外利用、協力命令等ノ方法ニ依

リマシテ、從來通り部落團體ノ活動ニ支障

ナキコトヲ期シテ居ル次第デアリマスガ、

十分尙ホ御趣旨ノ次第モアリマスカラ、十分

考究致シタイト存ジマス

第六ノ點ニ付キマシテハ、現在農業團體

ニ於テ行ツテ居リマスル厚生福利施設ハ、

引續キ新農業團體ニ於キマシテ之ヲ行ヒマスルコトハ勿論、將來ニ於キマシテモ其ノ必要性等ニ鑑ミ、農業團體ヲシテ之ニ當ラ

マス、法令ノ制定實施ニ當リマシテモ、右

趣旨ニ依リ措置致シタイト存ジマス

次ハ、水產業團體法案ニ付キマシテノ御質問ニ御答ヘ申上げマス

水產業團體ノ使命タル計畫生產ノ達成ノ爲メ必要ナル事項ニ關シマシテハ、政府ハ

各般ノ施策ヲ講ジテ之ガ實現ヲ圖ラントスルモノデアリマシテ、水產業團體ヲシテ資材

ノ配給及び生産物ノ集荷ヲ一元的ニ行ヘシ

メ、是ト重複スル國策會社等ノ事業ヲ委譲

セシムルコトニ關シマシテヘ、能ク其ノ機能ヲ勘案シ、各種ノ資材又ハ生産物ノソレ

ゾレノ具體的實情ニ應ジ、適切ナル方策ヲ執リタキ所存デアリマス

能ク其ノ機能ヲ勘案シ、各種ノ資材又ハ生産物ノソレ

ゾレノ具體的實情ニ應ジ、適切ナル方策ヲ執リタキ所存デアリマス

サウ云フヤウナコトデハ甚ダ遺憾ナ譯デアリマス

○東郷委員長 大體委員長ノ總括的質問ヲ

最後ニスル積リデアツタノデスカラ、今茲

デ又質問ヲスルコトハドウカト思ヒマス、

甚ダ申譯アリマセヌガ、私失念シタ譯デモ

何デモナインデスガ、御諒承願ヒタイト思ヒマス

○加藤(知)委員 ソレデハ宜シウゴザイマ

ツテ、是等ノ諸點ニ對スル政府ノ御所存ノ

程ハ能ク了承致シマシタ、就キマシテハ、

本法案ノ運營其ノモノノ適否如何ガ此ノ

法案ノ效果ヲ擧グル上ニ於テ重大ナル關係

ガアルノデゴザイマスカラ、本案成立後ニ

レんコトヲ此ノ機會ニ於テ改メテ要望致シテ置キマス

是デ質疑ハ終了致シマシタ

○加藤(知)委員 豫テ私ハ大臣ニ對シテ保

留シテ居ル質疑ヲ、此ノ際御許シ下サル譯

ニハ行キマセヌカ

トシテ討論ニ付シマス、討論ヘ通告順ニ依

ツテ之ヲ許可致シマス——成島勇君

○成島委員 農業團體統合ノ目的ハ、現在

ノ要請セル段階ニ應フル爲ニハ、並立セル

團體ノ力ヲ綜合シ、之ヲ國家ノ要求スル所ニ

集中的ニ向ハシメル、即チ團體力ガ整備強化

サレルユトニ其ノ基本目的ガ存スルモノト思

ハレマス、隨テ新團體ハ國家ト農民ノ紐帶

トナリ、第一ニ國ノ要請スル所ヲ農民ニ

強ク滲透サセルト共ニ、第二ニ農民ノ盛

リ上ル奉公ノ熱意ヲ集中的ニ發揮セシ

ムル所ニ、其ノ基本的使命ガアルト思

ハレルノデアリマス、即チ新團體ハ國策ニ

協力スベキ機關デアルト同時ニ、一面生産

ノ責任團體デアル、特ニ今日必要トサレテ

居ル面ハ此ノ後者ノ面デアリ、此ノ機能發

揮ニ十分ノ措置ガ講ゼラレルベキデアルト

考ヘマズ、今日農村ニ於テニツノ重大國策

タル食糧ノ增產確保ト、強力無比ナル農村

人口ノ維持ガ緊要トサレテ居リマスルガ、或ハ何シ

タカモ知レマセヌガ、ドウデセウカ

齡トモ思ハレマセヌ

○東郷委員長 理事諸君トアナタト交渉ス

ルコトヲ何シテ居ツタノデスカ、或ハ何シ

タカモ知レマセヌガ、ドウデセウカ

先ニ御願ヒシテ置イタ方ガ適當デアツタノ

デス

ノ責任ヲ自身ノ心トシテ燃エ上ラセ、之ヲ團體ガ集中的ニ纏メテ、一ツノ實行力トスル所ニ今日最モ要請サレテ居ル部面ガアル

ノデアリマシテ、單ニ政府ノ計畫ヲ傳達スルダケデハ、此ノ使命ノ達成ガ不可能ト信

トシテ、是ト重複スル國策會社等ノ事業ヲ委譲

スルノデアリマス、此ノ觀點ニ於テ政府ハ

團體法今後ノ運用ニ十分ノ處置ヲ講ズル必

要ガアリマス、殊ニ只今委員長ヨリ質問サ

レタル事項ハ、本委員會ニ於テ各委員ヨリ凡ユル角度ヨリ熱心ニ質問サレタモノヲ總括シタルモノデアリマシテ、大臣ハ之ニ對シテ誠意ヲ披瀝シテ答辯サレテ居ルノデアリマシテ、私ハ大臣ノ答辯ヲ深ク信頼スルノデアリマスガ、此ノ信頼ヲ裏切ルコトナリマシテ、而シテ本團體ヲシテ愈々健全ニ發展セシメ、獨リ自滿支ノ指導團體ノデアリマスガ、此ノ信頼ヲ裏切ルコトナリマシテ、而シテ私ハ左ノ附帶決議ヲ附シテ本案ニ賛成スル者デアリマス

キヤウ、關係方面ト緊密ナル提携ヲ希望致

スノデアリマス、而シテ本團體ヲシテ愈々健全ニ發展セシメ、獨リ自滿支ノ指導團體ノデアリマスガ、此ノ信頼ヲ裏切ルコトナリマシテ、而シテ私ハ左ノ附帶決議ヲ附シテ本案ニ賛成スル者デアリマス

トスルノミニナラズ、廣ク東亞共榮圈内ノ指

導團トシテ活潑ナル育成ヲ見ルコトヲ希望致

スノデアリマス、而シテ本團體ヲシテ愈々健全ニ發展セシメ、獨リ自滿支ノ指導團體ノデアリマスガ、此ノ信頼ヲ裏切ルコトナリマシテ、而シテ私ハ左ノ附帶決議ヲ附シテ本案ニ賛成スル者デアリマス

ヨリ採決ヲ致シマス、原案ニ賛成ノ諸君ハ

行シ、其ノ業務ヲ農業團體ニ移讓セシムベシ

○東郷委員長 討論ヘ終局致シマシタ、是

行シ、其ノ業務ヲ農業團體ニ移讓セシムベシ

○東郷委員長 起立總員、仍テ本案ハ原案

ノ通リ可決致シマシタ、次ニ本案ニ付キ

成島勇君ヨリ附帶決議ガ提出サレテ居リマス

ス、仍テ是ガ採決ヲ致シマス、附帶決議ニ

賛成ノ諸君ハ起立ヲ願ヒマス

(總員起立)

○東郷委員長 起立總員、仍テ本案ハ原案

ノ通リ可決致シマシタ、次ニ本案ニ付キ

成島勇君ヨリ附帶決議ガ提出サレテ居リマス

ス、仍テ是ガ採決ヲ致シマス、附帶決議ニ

賛成ノ諸君ハ起立ヲ願ヒマス

(總員起立)

○東郷委員長 起立總員、仍テ附帶決議ハ可決致シマシタ

○井野國務大臣 只今ノ附帶決議ニ關シマシテ私ノ所信ヲ申上ゲタイト思ヒマス、農業關係國策會社へ統制經濟ノ發展過程ニ於キマシテ、ソレハ其ノ具體的要請ニ基キ成立致シマシタ機關デアリ、且ツ生産、配給、消費ノ各層ニ瓦ル業者ヲ以テ組織シテ居ルモノニアリマスノデ、能ク其ノ機能ヲ勘案シ、其ノ具體的實情ニ即シ、整理移讓スルコトヲ適當ト認ムモノニ付キマシテハ之ヲ斷行致ス所存ニアリマス

○東郷委員長 引續キ水產業團體法案ヲ議題トシテ討論ニ付シマス、討論ハ通告順ニ依ツテ之ヲ許シマス——青山憲三君

○青山委員 私ハ本案ニ對シテ先づ以テ附帶決議ヲ附加ヘテ贊成ノ意ヲ述べヨウト思ヒマス、

本法案第九條ノ字句ハ妥當ナラザルノ憾ベシ

アリ政府ハ委員會ニ於ケル言明ニ基キ速ニ漁業法第一條ト共ニ適當ノ措置ヲ講ズ

此ノ第九條ノ營利ヲ目的トスルト云フ字句ニ對シテハ、本委員會ニ於テ非常ニ議論ガアツタノデゴザイマス、私ハ此ノ附帶決議ニ對スル大臣ノ言明ヲ信頼シテ、先づ之ニ依ツテ進マウト云フ考ヘデゴザイマス、本法案ハ水產界多年ノ要望ニアリマシテ、政府ハ大戰下ニ於テ水產物ノ生產増強ヲ要請セラレ、此ノ法案ヲ提出セラレマシタコトハ、洵ニ時宜ヲ得タルモノト存ジマス、本法案ノ成立ニ満腔ノ贊意ヲ表スルモノニアリマス、併シナガラ本法

ニ依リテ設ケラレタ團體ハ、政府ノ要請セ

ラレタル生産增强ノ使命ヲ完全ニ達成スベキ機能ヲ發揮セネバナリマセヌ、此ノ事ニ付テハ只今委員長ヨリ大臣ニ質疑ガアリマシテ、大臣ヨリハ御答辯ガアツタノデゴザイマス、私ハ此ノ大臣ノ御言明ヲ信頼致シテ、本法案ニ賛成ヲ致サントスル者デゴザ更ニ之ヲ申上ゲマス「本法案第九條ノ字句ハ妥當ナラザルノ憾アリ政府ハ委員會ニ於ケル言明ニ基キ速ニ漁業法第一條ト共ニ適當ノ措置ヲ講ズベシ」以上デゴザイマス

○東郷委員長 討論ハ終局致シマシタ、是ヨリ採決ヲ致シマス、原案ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス

○東郷委員長 起立總員、仍テ本案ハ原案ノ通り可決致シマシタ——次ニ本案ニ付キ青山憲三君ヨリ附帶決議ガ提出サレテ居リマス、仍テ是ガ採決ヲ致シマス、附帶決議ニ賛成ノ諸君ハ起立ヲ願ヒマス

(總員起立)

○東郷委員長 起立總員、仍テ附帶決議ハ可決致シマシタ、是ニテ本委員會ニ付議サレテ居リマスニツノ法案ハ全部議了致シタノデゴザイマスガ、委員各位ニハ連日ニ瓦ツテ御精勵、以テ熱心ニ御審議下サレ、且ツ不憲レナ委員長ト協力、御指導下サイマシテ、無事ニ委員會ノ使命ヲ全ウ致シマシタコトハ、御同慶ニ存ズルト共ニ、委員諸君ノ御勞苦ニ對シテ厚ク御禮ヲ申上ゲマス、

是ニテ散會致シマス

午後二時四十一分散會

衆議院農業團體法案外一件委員會  
議錄第十二回中正誤

昭和十八年二月二十三日印刷

昭和十八年二月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局